

評価対象			
事務事業名	高輪地区まちづくり相談・まちづくりコンサルタント派遣	開始年度	平成 19 年度
所属	高輪地区総合支所まちづくり課まちづくり係	種別	—
所管課長	高輪地区総合支所まちづくり課長		
基本政策	1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる		
政策名	(1) 多様な人びとがいきいきと暮らせる都市ルールを確立する		
施策名	② 参画と協働によるまちづくりの推進		

事業概要	
事業の目的	区民が自主的なまちづくりを目指し、その調査研究活動を行う場合に、区に登録されたコンサルタント（都市計画や建築等の専門家）の派遣や活動に関する費用等を助成し支援します。
事業の対象	まちづくり相談：区民等 まちづくりコンサルタント派遣：まちづくりを考えている組織等 まちづくり活動助成：区に登録されたまちづくり組織
事業の概要	まちづくり協議会：登録団体 4 団体（①白金一丁目北地区再開発研究会、②白金高輪駅前東地区まちづくり協議会、③白金高輪駅前地区まちづくり協議会、④白金台 2・3 丁目まちづくり協議会） 区民の発意でまちづくりに関することを自主的に考える団体として区に登録している団体と将来登録する予定の団体としてまちづくり相談をしている団体があります。  まちづくりコンサルタント派遣：8 件 まちづくりについて専門家を派遣し、専門家から助言、指導を行います。  まちづくり活動助成：0 件 まちづくりに関する活動の一部について助成金として費用を負担します。
根拠法令等	港区まちづくり条例、港区まちづくりコンサルタント派遣要綱、港区まちづくり活動助成要綱

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価													
開始当時の背景・これまでの経緯	人にやさしい良質な都市空間及び居住環境の維持及び、創造に資することを目的として「港区定住まちづくり条例」を全部改正し、住民発意のまちづくりについて規定を定めました。あわせて、住民のまちづくり活動を資金的に支援するため「まちづくり活動助成要綱」を活用しながら、地域のまちづくり活動を支援してきました。高輪地区については、登録団体が4 団体に増加しており、最も活動が進展している白金高輪駅前東地区まちづくり協議会については、平成28年2月に地区まちづくりルールが認定されています。												
評価	<table border="1"> <thead> <tr> <th>A 高い</th> <th>B どちらともいえない</th> <th>C 低い</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	A 高い	B どちらともいえない	C 低い	◎			◎			◎		
A 高い	B どちらともいえない	C 低い											
◎													
◎													
◎													
①事業継続の必要性	◎												
①事業継続の必要性 評価の理由	（歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか） 東京都が都市計画道路環状4号線の整備に向けて、本格的に取り組み始めたことにより、沿道の区民によるまちづくりの動きが今後ますます活発になっていくことが予想されるため、必要性は高いです。住民が積極的にまちづくりに関わっていくためには事業を継続し、まちづくりに対して関心を高めて支援していくことが必要です。												

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	まちづくり協議会登録数			指標2	活動助成金申請件数			指標3	コンサルタント派遣件数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	4	3	75.0%	平成29年度	1	0	0.0%	平成29年度	6	8	133.3%
平成30年度	6	4	66.7%	平成30年度	1	0	0.0%	平成30年度	8	8	100.0%	
令和元年度	6	—	—	令和元年度	1	—	—	令和元年度	8	—	—	

指標から見た事業の成果  
 地域住民発意のまちづくりに寄与しています。  
 区に対し、まちづくり協議会の組織登録を行っていない任意のまちづくり協議会は、都市計画道路環状4号線の影響を受け、3団体（①高輪三丁目まちづくり協議会、②西町自治会、③高輪台商店会）あります。今後も、組織登録を行っていない任意のまちづくり協議会が、組織登録を目指していく予定です。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
②事業の効果性	◎		

②事業の効果性評価の理由  
 （事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か）  
 区主導のまちづくりと住民主導のまちづくりが協働して、安全で安心して生活できるまちを目指す制度として認知されてきました。活動助成金申請件数は2年0件ですが、コンサルタント派遣は継続的に実施しており、まちづくり組織登録に向けた活動が活発に行われています。

③事業の効率性に係る評価

事業費の状況	年度	予算状況の内訳（千円）								決算状況（千円）	
		当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額
平成29年度	287	100%	287	0	0	0	0	0	287	225	78%
平成30年度	328	100%	328	0	0	0	0	0	328	201	61%
令和元年度	328	100%	328	0	0	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況  
 平成29年度に比べ平成30年度は執行率が下がっていますが、都市計画道路環状4号線沿道の区民によるまちづくりの動きが活発になっています。コンサルタント派遣回数は、当初予定のとおり、8回となっています。任意のまちづくり協議会には、区の制度を活用せず、一般財団法人首都圏不燃建築公社の助成制度を利用している団体があります。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
③事業の効率性	◎		

③事業の効率性評価の理由  
 （費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか）  
 まちづくり相談は随時受け付けています。コンサルタント派遣や活動助成金についても随時受付け、区民の活動に支障がないように行っています。

【ステップ3】  
総合評価

○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 統合      ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見  
 総合評価に係る具体的な理由（根拠）と来年度の実施内容（又は廃止後の対応）を記載します。  
 ・「拡充」：レベルアップ  
 ・「継続」：現状維持  
 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更（一部廃止、縮小を含む）  
 ・「統合」：他事業と統合

地域住民が積極的にまちづくりに関わっていくためには、その活動を支援する必要があります。そのため、本事業を継続していきます。高輪地区においては、都市計画道路環状4号線の整備や高輪ゲートウェイ駅周辺のまちづくりなどの開発に伴い、地域住民のまちづくりに対する意識が高まっていることからより一層、本事業の必要性が求められています。一般財団法人首都圏不燃建築公社の助成制度により、コンサルタント派遣を受ける場合は、公社と協議会との契約締結までに時間を要し、コンサルタント派遣の期間に限りがありますが、港区まちづくり条例を活用したまちづくり制度を利用したコンサルタント派遣の場合は、申請後、速やかにコンサルタントを派遣することができ、コンサルタント派遣の期間に定めがないため、港区まちづくり条例を活用したまちづくり制度を利用したコンサルタント派遣制度の存在意義は高いと言えます。しかし、コンサルタント派遣費については、低コストで高い効果を得ることができている一方で、資料作成費等、コンサルタントに掛かる負担が大きいと、コスト面での課題があります。

評価対象			
事務事業名	高輪地区放置自転車対策	開始年度	平成 12 年度
所属	高輪地区総合支所まちづくり課まちづくり係	種別	—
所管課長	高輪地区総合支所まちづくり課長		
基本政策	1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる		
政策名	(2) 魅力的な都心生活の舞台をつくる		
施策名	④ 誰にでもやさしいバリアフリーのまちづくり		

事業概要	
事業の目的	自転車は身近な交通手段として、幅広く利用されています。一方、駅周辺等に放置された自転車は、歩行者の安全な通行の障害となり、災害時の避難救助活動の妨げにもなります。安全・安心なまちづくりをすすめるためにも、自転車等駐車場の整備や放置禁止区域の設定、放置自転車等の撤去とともに、自転車利用者のルールの遵守とそれに伴うマナーの向上により、道路公園等の本来の機能を回復させ、区民の安全で快適な生活環境を確保することを目的とします。
事業の対象	放置自転車及び放置された原動機付自転車（50CCまで） 自転車等利用者
事業の概要	<p>放置された自転車等の解消を図るため下記の取り組みを行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・巡回指導員による路上駐輪者への指導・啓発</li> <li>・放置自転車等の整理、警告、撤去</li> <li>・自転車等駅前乗入れ台数調査</li> <li>・駅前放置自転車クリーンキャンペーン等の啓発活動</li> <li>・自転車駐車場及び放置禁止区域に関する周知看板等の設置</li> <li>・自転車等駐車場の整備・管理</li> <li>・その他放置自転車対策に付随する業務</li> </ul>
根拠法令等	港区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例（平成12年4月1日一部施行） 港区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例施行規則（平成12年4月1日一部施行）

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価									
開始当時の背景・これまでの経緯	放置自転車は、歩行者環境を悪化させ、消防車や救急車などの緊急車両の活動を阻害するだけでなく、公共の場としての機能や都市景観を著しく損なわせるなどの弊害を生じさせることから、積極的な放置自転車対策が開始され、自転車駐車場の整備と併せて啓発活動等も行いながら実施しています。								
評価	<table border="1"> <tr> <td>A 高い</td> <td>B どちらともいえない</td> <td>C 低い</td> </tr> </table>	A 高い	B どちらともいえない	C 低い					
A 高い	B どちらともいえない	C 低い							
評価の着眼点	<table border="1"> <tr> <td>公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)</td> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)</td> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎			今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎		
公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎								
今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎								
①事業継続の必要性	◎								
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 区の総人口の増加に伴い、自転車利用者の増加が見込まれている状況下では、区が主体となって事業を継続していくことが必要です。								

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	駅前放置台数			指標2	貼付枚数(警告札)			指標3	撤去台数(自転車、原付)		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	100	123	123.0%	平成29年度	15,000	7,595	50.6%	平成29年度	1,000	687	68.7%
	平成30年度	100	97	97.0%	平成30年度	15,000	10,258	68.4%	平成30年度	1,000	723	72.3%
	令和元年度	100	—	—	令和元年度	15,000	—	—	令和元年度	1,000	—	—

指標から見た事業の成果 ※達成率は、放置車両に対する取り組みであるため数値が低いほど事業成果が上がったことを示します。  
 ・駅前放置台数の実績は減少しました。貼付枚数(警告札)と撤去台数の実績は増加しており、対象となる自転車等に対しての対策を講ずることができました。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
②事業の効果性	◎		
②事業の効果性評価の理由	(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) 区民の安全で快適な歩行空間の確保、災害時等の避難路の確保の目的を達成するためにも、放置自転車対策は不可欠であり、結果的に駅前放置自転車台数が減少していることから、引き続き推進していく必要があります。		

③事業の効率性に係る評価

事業費の状況	年度	予算状況の内訳(千円)								決算状況(千円)		
		当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
	平成29年度	5,380	5,380		0	0	5,380	0	0	5,380	2,819	52%
	平成30年度	39,918	39,918		0	0	39,918	0	0	39,918	38,052	95%
	令和元年度	25,459	25,459		0	0	25,459	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況 平成29年度から、業務が支所に移管されたことに伴い、事業費が増加しています。平成30年度においては、放置禁止についての標識の設置及び路面シート等の整備を実施し、啓発においても推進しました。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
③事業の効率性	◎		
③事業の効率性評価の理由	(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) 業務委託による指導業務の徹底や即日撤去等の実施、また、啓発におけるハード面の整備等により、駅前放置自転車の台数は減少しているため、投入された経費に見合った効果が表れています。		

【ステップ3】  
総合評価

○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 統合      ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見  総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。 ・「拡充」：レベルアップ ・「継続」：現状維持 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む) ・「統合」：他事業と統合	業務委託による指導業務の徹底や即日撤去等の実施、また、啓発におけるハード面の整備等により、駅前放置自転車の台数は減少しており、一定の成果が表れています。高輪地区管内においては、約900台の自転車が駐輪可能な区有の自転車駐車場等がありますが、区の総人口の増加に伴い、自転車利用者が増加が見込まれることから、啓発活動、放置自転車等の抑制、自転車等駐車場の整備を柱とした対策を引き続き同等の規模で実施していくことが必要です。
---	---

評価対象			
事務事業名	高輪地区子どもの遊び場づくり	開始年度	平成 22 年度
所属	高輪地区総合支所まちづくり課まちづくり係	種別	—
所管課長	高輪地区総合支所まちづくり課長		
基本政策	1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる		
政策名	(3) 世界に開かれた先駆的で活力あるまちの基盤を整備する		
施策名	② 都心機能を支え人にやさしい公園の整備		

事業概要	
事業の目的	「次世代育成支援対策行動計画」「港にぎわい公園づくり基本方針」や「子どものあそび場づくり20の提言」に基づき、子どもが自由にのびのびと思い切り遊ぶことができる場と機会をプレーパークの推進により提供し、様々な経験と交流を通して、子どもの心身の発達や豊かな育成を支えることを目標としています。
事業の対象	児童及び保護者
事業の概要	プレーパーク事業は、各地区総合支所や子ども関連部署と連携し、平成23年度から、高輪森の公園・プラタナス公園・港南緑水公園・有栖川宮記念公園にて実施してきました。プレーパークを実施していくためには、地域住民参画によるボランティアと区の支援によるお互いのパートナーシップが不可欠です。事業実施にあたっては、区がけん引役となって事業を始め、住民や周辺学校PTA等の地域の大人たちの理解と参画を得ながら協働で運営しています。平成30年度からは、区と地域住民組織で締結した協定書に基づき、更なる地域住民組織の主体的な運営と住民組織及び人材育成の支援をしています。
根拠法令等	

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価									
開始当時の背景・これまでの経緯	平成11年3月策定の「港区エンゼルプラン」において「子ども、住民参画による冒険遊び場づくり」と記載されたことから、プレーパーク事業の実施に向けた取組が開始されました。その後、学識経験者やPTA代表者、公募区民で構成する「港区児童遊園等のあり方検討委員会」から「子どものあそび場づくり20の提言」を受け、プレーパーク事業の実施に向け検討を重ね、平成23年度にプレーパーク事業を開始しました。プレーパーク事業を主体的に運営することができる住民組織が育成されるまでは区が主体となり、運営支援委託により、プレーパークを実施し、住民組織の核となる人材の掘起しや住民組織の下地づくりを行ってきました。平成30年度からは、プレーパークを通じて結成された住民組織のNPO法人化に伴い、住民組織と区で協定書を締結し、住民組織が主体的にプレーパークを運営しています。								
評価	<table border="1"> <tr> <td>A 高い</td> <td>B どちらともいえない</td> <td>C 低い</td> </tr> </table>	A 高い	B どちらともいえない	C 低い					
A 高い	B どちらともいえない	C 低い							
評価の着眼点	<table border="1"> <tr> <td>公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)</td> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)</td> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎			今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎		
公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎								
今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎								
①事業継続の必要性	◎								
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 今後もプレーパークに対するニーズの高まりが見込まれています。そのため、地域住民組織の更なる主体的な運営に向け、事業を継続していく必要があります。								

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	開催回数			指標2	参加者数			指標3	達成率		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	20	20	100.0%	平成29年度	3,500	2,969	84.8%	平成29年度			
	平成30年度	21	20	95.2%	平成30年度	3,500	2,688	76.8%	平成30年度			
	令和元年度	34	—	—	令和元年度	5,000	—	—	令和元年度		—	—
指標から見た事業の成果	平成30年度のプレーパーク参加者数については、悪天候の影響による開催中止等によって、当初予定に達しませんでした。プレーパークの開催にあたっては、ただ参加者を増やすのではなく、開催場所やプレーリーダーの配置状況等を踏まえ、適正な参加者数を維持し、安全管理の行うことができる運営が必要とされます。											
評価	A 高い			B どちらともいえない			C 低い					
②事業の効果性	◎											
②事業の効果性評価の理由	(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) 事業の認知度が上がり、参加者が定着してきていることで保護者・子ども同士の協力関係も見られるようになっていきます。 開催回数を増やすことで、住民組織の更なる成熟を図り、プレーパークの常設化に向けた事業の発展へとつなげていきます。											

③事業の効率性に係る評価

事業費の状況	年度	予算状況の内訳(千円)								決算状況(千円)		
		当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
	平成29年度	3,280	0%	0	0	0	3,280	0	0	3,280	3,024	92%
	平成30年度	3,280	0%	0	0	1,640	1,640	0	0	3,280	3,037	93%
	令和元年度	4,394	0%	0	0	0	4,394	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	令和元年度は開催回数を増やしたことにより、事業費が増額しています。 今後、開催回数を段階的に増やしていくことにより、更なる事業費の増額が見込まれます。											
評価	A 高い			B どちらともいえない			C 低い					
③事業の効率性	◎											
③事業の効率性評価の理由	(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) 地域住民組織の主体的な運営や参加者の積極的な協力により、効率的に事業運営されています。											

【ステップ3】  
総合評価

○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 統合      ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見

総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。  
・「拡充」：レベルアップ  
・「継続」：現状維持  
・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む)  
・「統合」：他事業と統合

地域住民組織が運営主体となって、自立して計画・運営等を担っていく体制が整っていますが、プレーパークの常設化に向け、地域住民組織の更なる成熟やプレーリーダーの養成など、課題も残されていることから、今後も区が継続的な支援を行う必要があります。

評価対象			
事務事業名	高輪地区防犯灯設置助成	開始年度	昭和 46 年度
所属	高輪地区総合支所まちづくり課土木担当	種別	—
所管課長	高輪地区総合支所まちづくり課長		
基本政策	1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる		
政策名	(6) 安全で安心して暮らせる都心をつくる		
施策名	③ 安全で安心できるまちづくりの推進		

事業概要	
事業の目的	区内の私道に防犯灯を設置・撤去する町会又は自治会に対して補助金を交付し、防犯灯の整備を促進することを目的とします。(要綱第1条)
事業の対象	事業の対象は、町会又は自治会が、設置・撤去する防犯灯工事を対象とし、予算の範囲内で補助金を交付します。ただし、防犯灯に広告物(町会名を除く)の掲示又は記入がないものを対象とします。(要綱第3条)
事業の概要	区内の私道に防犯灯を設置・撤去する町会又は自治会(以下「町会」という)に対し、補助金を交付します。補助の対象は、町会が設置・撤去する防犯灯工事で、防犯灯に広告物(町会名は除く)が掲示または記入されていないものや、防犯灯の電気料金を町会で支払っていることを要件とします。補助金の額は、工種別単価に工種数量を乗じて得た額と当該工事に要する実工事額のいずれか小さい額とします。
根拠法令等	港区防犯灯設置及び撤去の補助に関する要綱(S47.3.7 46港建管発第22号)

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価									
開始当時の背景・これまでの経緯	この事業は、区内の私道に防犯灯を設置し又は撤去する町会又は自治会に対し、補助金を交付することにより、防犯灯の整備を促進し、区民の生活環境を守ることを目的に開始されました。安全・安心への区民意識が高まる中、区民が安全・安心・快適に通行できることに対する補助事業の継続は必要です。なお、実施状況につきましては、町会又は自治会からの申請に基づき行うため、年度により変動がありますが、支所間での予算流用や優先順位を決めるなどの調整を行いながら対応しています。								
評価	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>A 高い</td> <td>B どちらともいえない</td> <td>C 低い</td> </tr> </table>		A 高い	B どちらともいえない	C 低い				
	A 高い	B どちらともいえない	C 低い						
評価の着眼点	<table border="1"> <tr> <td>公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)</td> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)</td> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎			今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎		
公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎								
今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎								
①事業継続の必要性	◎								
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 区民が安全・安心・快適に通行できることに対する補助であるため、事業目的に適合しており、今後も必要な事業です。								

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	補助金交付件数			指標2				指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	5	2	40.0%	平成29年度				平成29年度			
	平成30年度	3	1	33.3%	平成30年度				平成30年度			
	令和元年度	2	—	—	令和元年度				令和元年度			
指標から見た事業の成果	補助金交付件数は年度により違いがありますが、例年申請があり、防犯灯の整備が進んでいます。 (平成27年度:5件、平成28年度:1件)											
評価	A 高い			B どちらともいえない						C 低い		
②事業の効果性	◎											
②事業の効果性評価の理由	(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) 補助を行うことにより、私道の夜間照明が確保され、歩行者の安全性が向上しているため、区民の安全・安心な暮らしを達成する効果は高いと考えられます。また、本事業で防犯灯を設置する場合LED灯具を使用するため、省エネ効果も期待できます。											

③事業の効率性に係る評価

予算状況の内訳(千円)												決算状況(千円)	
事業費の状況	年度	当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率	
			平成29年度	2,040	0%	0	0	0	2,040	0	0	2,040	265
	平成30年度	950	0%	0	0	0	950	0	0	950	223	23%	
	令和元年度	842	0%	0	0	0	842	—	—	—	—	—	
事業費から見た事業の状況	平成28年度に町会より要望があり、平成29年度は予算を増額しましたが、予定数の申請はありませんでした。 そのため、平成30年度及び令和元年度は実績に基づき予定数及び予算額を設定しました。												
評価	A 高い			B どちらともいえない						C 低い			
③事業の効率性	◎												
③事業の効率性評価の理由	(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) 本事業は、防犯灯を管理する町会又は自治会からの申請となるため、申請件数に変動がありますが、補助を行った私道は投入経費に見合った効果が現れているため、効率性が高いと考えられます。												

【ステップ3】  
総合評価

○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 統合      ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見

総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。

- ・「拡充」：レベルアップ
- ・「継続」：現状維持
- ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む)
- ・「統合」：他事業と統合

町会・自治会からは、防犯灯の建替え・新設等の要望が強く、区が主体的に区民の声に耳を傾け現状の把握に努めながら、安全安心の確保のために、本事業は今後も継続していく必要があります。

評価対象			
事務事業名	高輪地区保護樹木・樹林助成	開始年度	昭和 49 年度
所属	高輪地区総合支所まちづくり課まちづくり係	種別	—
所管課長	高輪地区総合支所まちづくり課長		
基本政策	2 環境にやさしい都心をみなで考えつくる		
政策名	(8) 緑や水辺を保全・創造し、人や生物にやさしい都心環境をつくる		
施策名	④ みどりの保全と創出		

事業概要	
事業の目的	港区みどりを守る条例の基準により、幹の太さや面積が一定以上の樹木・樹林を保護樹木・樹林として指定し、区内の良好な緑を保全すること、また、樹木診断や維持管理の相談などの支援を行い、保護樹木・樹林制度の充実を図ることを目的とします。
事業の対象	区民、区内事業者（土地所有者又は管理者）
事業の概要	区内にある大きな樹木・樹林を守り、健やかに育てていただくために、区民等が所有する樹木・樹林で、所有者又は管理者から申請があった場合に、申請に基づき調査を行い、区の基準に該当するものを保護樹木・保護樹林として指定し、維持管理にかかる経費の一部を助成します。
根拠法令等	「港区みどりを守る条例」（昭和49年6月28日施行） 「港区みどりを守る条例施行規則」（昭和49年6月28日施行）

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価									
開始当時の背景・これまでの経緯	都市化の進展に伴い、樹林地やゆかりある樹木の減少が進んでいたため、樹林や管理に要する所有者の負担を軽減することで、樹木や樹林の減少を防ぎ、緑の保全と、まちなみ景観の形成を進めることとしました。区内全域で指定は進展して、近年では件数は概ね維持されていますが、指定本数は微減の傾向にあります。								
評価	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>A 高い</td> <td>B どちらともいえない</td> <td>C 低い</td> </tr> </table>		A 高い	B どちらともいえない	C 低い				
	A 高い	B どちらともいえない	C 低い						
評価の着眼点	<table border="1"> <tr> <td>公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)</td> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)</td> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎			今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎		
公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎								
今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎								
①事業継続の必要性	◎								
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 港区におけるみどりの保全及び創出に関して、必要な事項を定めることにより、区民が豊かなみどりのもたらす恩恵を享受し、快適な生活を営むことができる環境の実現に資するという事業目的について現在も一致しており、今後も継続が必要です。								

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	指定保護樹木・樹林件数			指標2	保護樹木指定本数(本)			指標3	保護樹林指定面積(m <sup>2</sup> )		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	65	64	98.5%	平成29年度	278	278	100.0%	平成29年度	18,457	18,457	100.0%
平成30年度	65	64	98.5%	平成30年度	278	273	98.2%	平成30年度	18,457	18,457	100.0%	
令和元年度	65	—	—	令和元年度	273	—	—	令和元年度	18,457	—	—	

指標から見た事業の成果

地域にゆかりのある緑の保全及び創出が積極的に進められています。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
②事業の効果性	◎		
②事業の効果性評価の理由	(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) 区の保護樹木・樹林助成事業は、良好な自然と生活環境の増進に資しており一定の効果 をあげています。また、区が補助金を出すことで所有者が保護樹木等を維持していく負 担軽減につながるためニーズは根強くあり、今後も続けていくことが必要です。		

③事業の効率性に係る評価

事業費の状況	年度	予算状況の内訳(千円)								決算状況(千円)		
		当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成29年度	2,060	100%	2,060	0	0	0	0	0	0	2,060	1,905	92%
平成30年度	2,031	100%	2,031	0	0	0	62	0	0	2,093	1,941	93%
令和元年度	1,993	100%	1,993	0	0	0	—	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況

事業費の内訳としては補助金の割合が大きいです。金額の推移が少ないことから読み取れるように、地区内の保護樹木の減少を防いでおり、指定された樹木の保護に寄与しています。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
③事業の効率性	◎		
③事業の効率性評価の理由	(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) 区の基準に該当するものであれば指定が可能で、特定の対象者に偏っていません。 事業は先見性を持って計画的に実施されており、地区内の保護樹木・樹林の指定件数に 減少が生じていないことから、投入された経費に見合った効果が現れています		

【ステップ3】  
総合評価

○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 統合      ○ 廃止

本事業に係る  
所管課の意見

総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。

- ・「拡充」：レベルアップ
- ・「継続」：現状維持
- ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む)
- ・「統合」：他事業と統合

保護樹木・樹林は所有者の申出により指定の解除が可能であるため、開発事業や改築などの際に指定解除、樹木の伐採が発生しており、区におけるみどりの保全及び創出を進めるためには、次年度以降も継続して実施していくべきものです。また、現在の補助金額が維持管理にかかる費用や手間などの実態に見合っておらず、所有者の負担を軽減させ将来に渡り実施していくためには支給する補助金の額の見直しも必要です。

評価対象			
事務事業名	高輪地区緑化普及啓発	開始年度	昭和 54 年度
所属	高輪地区総合支所まちづくり課まちづくり係	種別	—
所管課長	高輪地区総合支所まちづくり課長		
基本政策	2 環境にやさしい都心をみなで考えつくる		
政策名	(8) 緑や水辺を保全・創造し、人や生物にやさしい都心環境をつくる		
施策名	④ みどりの保全と創出		

事業概要	
事業の目的	植木市の実施（麻布地区・芝地区のみ）、園芸講座の実施により、区民への緑化の促進、普及啓発を図ります。
事業の対象	区内在住、在勤、在学者
事業の概要	<p>&lt;園芸講座&gt;                      緑に関する知識習得の機会として5支所で開催しています。当日は、園芸や緑化に関する相談も行えるような講座として、園芸の専門家を講師に招いています。なお、参加費用として受益者負担（1000円）を徴収しています。</p>
根拠法令等	港区みどりを守る条例（昭和49年6月28日施行） 港区みどりを守る条例施行規則（昭和49年6月28日施行）

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価													
開始当時の背景・これまでの経緯	平成28年度の事務事業評価において、緑化普及啓発の効果を高められるよう、事業の見直しを行うよう付帯意見が付され、平成29年度に敬老・誕生鉢植えの配布を廃止しましたが、平成29年度事務事業評価において、改善が見られないとの意見を受けたため、緑に関する知識習得に機会を増やすために園芸講座の開催数を2回に増やし、対象者を3歳以上の親子と一般に分け、参加対象の年齢層を幅広くするなど緑化普及啓発事業の再構築しました。												
評価	<table border="1"> <thead> <tr> <th>A 高い</th> <th>B どちらともいえない</th> <th>C 低い</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">◎</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">◎</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">◎</td> </tr> </tbody> </table>	A 高い	B どちらともいえない	C 低い	◎			◎			◎		
A 高い	B どちらともいえない	C 低い											
◎													
◎													
◎													
①事業継続の必要性	◎												
①事業継続の必要性評価の理由	（歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか） 区が開催することにより、区民が安心して気軽に緑化の事業に参加ができ、緑化への関心のきっかけづくりになる事業ですが、職員が主体となって実施している現在の事業は公園指定管理者が独自に実施している講座内容と重複している部分もあり、今後は予算や効果などを踏まえ総合的な見地から実施主体を決めていく必要があると考えます。												

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	園芸講座参加者数			指標2				指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	30	28	93.3%	平成29年度				平成29年度			
	平成30年度	60	49	81.7%	平成30年度				平成30年度			
	令和元年度	—	—	—	令和元年度				令和元年度			
指標から見た事業の成果	園芸講座の回数を2回に増やし、初めて親子を対象にした講座を開催し22人参加がありました。環境保全・地球温暖化の視点から緑化普及啓発の推進は引き続き重要であり、園芸講座を継続していくことで緑化への関心につながっています。											
評価	A 高い			B どちらともいえない						C 低い		
②事業の効果性	◎											
②事業の効果性評価の理由	(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) 実施内容の検討など5支所の連携・協力によりおおむね目標を達成しています。事業実施後に参加者から、「是非また参加したい」「緑化に対する意識が向上した」などの声が寄せられており、緑化普及啓発に一定の効果をおあげています。											

③事業の効率性に係る評価

予算状況の内訳(千円)												決算状況(千円)	
事業費の状況	年度	当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率	
		平成29年度	1,232	98%	1,202	0	0	30	0	0	1,232	1,054	86%
平成30年度	250	76%	190	0	0	60	0	0	250	212	85%		
令和元年度	254	76%	194	0	0	60	—	—	—	—	—		
事業費から見た事業の状況	平成29年度まで実施していた事業内容を見直したことで、大幅に事業費が削減されました。平成30年度からは幅広い世代へのアピールを図るため園芸講座を年2回実施していますが、限られたコストの中、専門知識を持たない職員が実施しており、企画実施に係る職員の負担は増えています。												
評価	A 高い			B どちらともいえない						C 低い			
③事業の効率性	◎												
③事業の効率性評価の理由	(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) 初めて実施した親子向け講座も含め、積極的に区民が参加しており、緑化普及に対する啓発事業として成果をおあげています。												

【ステップ3】  
総合評価

○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 統合      ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見	園芸講座には緑化に興味を持つ方や過去に講座へ参加された方が再度知識取得のために参加することもあり、需要も多く、緑化普及の有効な手段となっています。平成30年度には、親子で体験する講座も開催し普及啓発を進めました。これまで実施内容の検討および準備について職員が行ってきましたが、本年度は委託することで専門的な知識を活用し実施します。今後は、より効率的な事業の実施に向けて、緑化に関する知識をもった公園指定管理者が同様な講座を実施していることから、より一層の多世代への関心を高める内容を企画し緑化知識取得の場として充実させるため、専門知識の活用も見据え、区民一人一人の緑化への意識を醸成しながら、誰もが緑化に親しめるよう、令和3年度を目標に事業の転換を図っていきます。
総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。 ・「拡充」：レベルアップ ・「継続」：現状維持 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む) ・「統合」：他事業と統合	